

宿毛市障害者活躍推進計画（市長部局）

令和2年3月

I 機関名

宿毛市 市長部局

II 任命権者

宿毛市長

III 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

IV 障害者雇用に関する課題

本市市長部局では、障害のある方がその能力を活かして働くことのできる共生社会の実現を目指し、障害者雇用に取り組んできました。平成30年、過去に行った障害者任免状況通報の内容について再点検を行った際、全国では障害者範囲の誤認等による法定雇用率の未達成が相次ぐ中、本市は誤りなく法定雇用率を達成しておりました。

本市では、法定雇用率の達成に留まらず、障害者雇用促進法に基づく「障害者活躍推進計画」を策定し、その下で、障害のある職員がそ

の能力を活かして働くことができる共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

V 目標

1 採用に関する目標

【目標】 各年6月1日時点の実雇用率において法定雇用率を上回る

【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理

※参考

	実雇用率	障害者数（実人数）
R 1.6.1 時点	2.42%（注1）	6人
H30.6.1 時点	2.85%	7人

※法定雇用率：2.5%（令和3年4月1日までに0.1%引き上げられる予定（2.5%→2.6%））

注1）法定雇用率は未達成だが、本市における法定雇用障害者数は6人であり、実人数も6人のためクリアできている

2 定着に関する目標

【目標】 不本意な離職者を極力生じさせない

【評価方法】 毎年の任免状況通報のタイミングで、定着状況を把握・
進捗管理

VI 取組内容

1 障害者の活躍を推進する体制整備

◎ 組織面

- 令和2年度の早期に、障害者雇用推進者として総務課長を選任し、障害者の雇用の促進及び安定を図ります
- 令和2年度の早期に、障害者職業生活相談員として総務課長補佐を選任し、障害者の職業生活全般についての相談及び指導を行わせます
- 令和2年度の早期に、障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員及び人事係長をもって人的サポート体制を構築し、障害のある職員のあらゆる相談等に対応します

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

現に勤務している障害者や今後採用される障害者の能力や希望を踏まえ、障害者一人ひとりの障害の状況や特性に合った職務の選定

及び創出ができているのか必要に応じて検討を行う

3 その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します
- 民間事業主における障害者の活躍を促進するため、公共調達等における取組を検討していきます